

令和3年1月～令和7年12月末にこども共済(学資金型)の
共済金をお受け取りになった皆さまへ

学資金および満期共済金の 税務上の取扱いのご案内

JA共済をご利用いただき、ありがとうございます。

このたび、こども共済(学資金型)の仕組みについて、国税庁と話し合いを重ねました結果、お受け取り
いただく学資金および満期共済金にかかる税金上の計算ルールを、これまでの「一時所得」から、
「雑所得」として整理・変更することといたしました。

なお、**共済の保障内容や、ご契約者様がお受け取りになる学資金・満期共済金の金額そのものが
変わるわけではございませんので、どうぞご安心ください。**

(注1)後遺障害共済金は非課税です。なお、のご案内では、養育年金については掲載を省略します。

(注2)死亡共済金については、税務上の取扱いの変更はありません。

(注3)祝金型については、税務上の取扱いの変更はありません。

1. 税務上の取扱い

こども共済(学資金型)の共済金の税務上の取扱いは、次のとおりです。

学資金・満期共済金	死亡共済金
所得税等・住民税(雑所得)	所得税等・住民税(一時所得)

(注1)これらの共済金は、ご契約者様がお受け取りになります。生命共済では、共済金の課税関係は共済掛金負担者と
受取人の関係によって判定されますので、ご契約者様以外の口座を共済掛金の振替口座に指定した場合、ご契約
者様と共済掛金負担者が異なると判断され、これと異なる取扱いを受ける場合があります。

(注2)「所得税等」には、復興特別所得税*を含みます。

*令和9年以後は、復興特別所得税および防衛特別所得税

2. 所得の計算方法

雑所得と一時所得では、次のように計算方法が異なります。

■雑所得

共済金等のお受取金額－必要経費相当額

(注1)共済金等には、ともに受け取る割りもどし金等を含みます。

(注2)学資金または満期共済金の必要経費相当額につきましては「学資金お支払のご案内」または「共済金等お支払の
ご通知」等にてご確認ください。

■一時所得

{共済金等のお受取金額－必要経費相当額－特別控除(50万円限度)}×1/2

(注1)共済金等には、ともに受け取る割りもどし金等を含みます。

(注2)死亡共済金の必要経費相当額につきましては「共済金等お支払のご通知」にてご確認ください。

(注3)特別控除は、年間で50万円が限度です。

上記の計算を行い、**所得(課税対象額)**が生じた場合、**原則として、確定申告の対象となります。**

(注)他の所得の状況等により、実際に確定申告が必要となるかどうかは、事例によって異なります。

●所得税の確定申告が不要となる場合の例

給与所得者で給与所得および退職所得以外の所得の合計が20万円以下の場合(雑損控除、医療費控除、
寄附金控除、住宅借入金等特別控除(初年度)の適用を受ける場合を除きます)

※所得税の確定申告が不要な場合であっても、お住まいの市区町村への住民税の申告は別途必要となります。

3. 申告手続きについて

令和7年12月以前にお受け取りになった学資金または満期共済金*について、前記2.に記載の方法で計算した雑所得の金額がプラスの場合、原則として、令和3年分から期限後申告または修正申告の対象となります。

*実際にお受け取りになったものだけでなく、令和7年12月以前に支払事由が発生し、据え置かれたものを含みます。
(注)具体的な手続きは、事例によって異なります。

●学資金または満期共済金をお受け取りになった際の雑所得の計算方法

学資金お支払のご案内

J A 共済をご利用いただきありがとうございます。学資金のお支払日がいましましたので通知申し上げます。なお、お支払請求の際にはお受取人は必要書類等を組合にご持参ください。

[契約内容]

共済種類	契約番号	契約年月日
こども型 年払		平成 年 月 日
共済契約者氏名	被共済者氏名	
様	様	

[ご案内の内容]

学資金受取人（共済契約者）	
様	
ご請求可能日	令和 年 月 日以降
* お受取金額	円 A
* 必要経費相当額	円 B
（契約金体 円）	
— 総学資金 支払割合 % —	
* 学資金	円

* 請求から実際のお支払までに所要の日数がかかりますので、ご承知おきください。

作成日 令和 年 月 日

共済金等お支払のご通知

J A 共済をご利用いただきありがとうございます。ご請求のありました共済契約について以下の通りお支払いしたことを、ご通知申し上げます。

[契約内容]

共済種類	契約番号	契約年月日
こども型 年払		平成 年 月 日

[ご案内の内容]

書類完備日	令和 年 月 日
共済金の種類	満期共済金
満期共済金受取人	様
共済金の明細	満期共済金 円
	割戻金 円
	据置割引額 円
	計 円 A
控除する額	源泉分離課税額 円
	貸付金 円
	利息 円
	差引掛金 円
	その他控除額 円
控除後のお支払額	円
* 既払込掛金（必要経費相当額）	円 B
（契約金体の既払込掛金）	円

■計算式

お受取金額(A)－必要経費相当額(B)＝雑所得の金額

(注)同じ年に、学資金または満期共済金をお受け取りになったことによる雑所得以外の雑所得がある場合は、合算する必要があります。

●学資金または満期共済金以外の雑所得の例

- ・ 公的年金等（老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職年金、確定拠出年金など）
- ・ 年金共済や個人年金保険の年金、その他の年金形式で受け取る共済金や保険金
- ・ 副業による所得（原稿料やシェアリングエコノミーにかかる所得など）

通常の確定申告の期間は、原則として翌年2月16日から3月15日までですが、期限後申告や修正申告の手続きは、年間を通じ行うことができます。
実際の申告にあたっては、税理士・税務署等とご相談の上、ご対応ください。

所得税法の規定により、一定の要件に該当する学資金、満期共済金および死亡共済金については、お支払い後、税務署に支払調書を提出いたしますので含みおきください。

令和8年9月現在の法令等にもとづくもので、将来の取扱いを保証するものではありません。
個別の税務の取扱いにつきましては、税理士・税務署等にご確認ください。

26488000330